

令和8年3月18日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市上下水道事業審議会
会 長 山 田 健 次

適正な水道料金及び下水道使用料のあり方について（答申）

令和7年10月31日付け伊建上第123号で諮問のありました標記の件について、次のとおり答申します。

答 申 書

伊豆市の水道事業及び下水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い料金収益が減少傾向にあることに加え、施設の老朽化に伴う更新需要の大幅な増加や昨今の急激な物価高騰による経費の増加など、より一層厳しさを増している。また、地震などの災害に備えるため、生活に不可欠な重要なインフラである上下水道施設に対する計画的な投資の必要性が高まっている。

そういった中で、住民生活や公衆衛生に欠かすことのできない水道事業及び下水道事業を維持し、将来にわたり安定的に運営していくためには、経営基盤の強化を図っていく必要がある。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、適正な水道料金及び下水道使用料のあり方について、慎重に審議を重ね、次のとおり意見が集約されたので答申する。

1. 料金改定の必要性

(1) 水道事業

伊豆市の水道管は、高度成長期に布設した管路の更新時期を迎えており、20年後には想定使用年数を超過した管路が約400kmに増加する見込みとなっている。毎年、管路の布設替えを実施しているものの、経年化率は年々増加しており、伊豆市営水道相談センターにおいて、市の管理する水道管の漏水修繕を年間約400件実施している状況となっている。

また、伊豆市は山間部に集落が点在する地理的要因から、配水池が100箇所あるなど、非常に多くの水道施設を有している。特に、水源の大部分を浄水処理が必要な表流水が占めることから、浄水場が15箇所と多くあり、近隣市町に比べ多くの経費がかかっている。これらの施設の老朽化も進んでおり、令和7年3月に策定した「伊豆市水道事業ビジョン・経営戦略」に基づき、計画的に更新を行っていく必要がある。

施設の更新費用に加え、人口減少に伴う給水収益の減少や昨今の急激な物価高騰による維持管理費の増加を考慮した試算結果においては、現行の料金単価のままでは、今後5年間で約7億円の不足が見込まれることから、早急な料金改定が必要と判断する。

(2) 下水道事業

伊豆市は山間地で市域が広いことから、処理場が7箇所、中継ポンプ場が4箇所、マンホールポンプが109箇所、管渠延長が約180kmあり、近隣市町と比較して非常に多くの下水道施設を有している。そのため、維持管理や施設更新に多くの経費がかかっており、下水道事業における経費回収率は、令和6年度決算において約60%と、本来下水道料金で賄うべき経費を賄っておらず、一般会計からの基準外繰入に頼っている状況である。

また、施設の老朽化も進んでおり、今後は令和2年度に策定したストックマネジメント計画に基づき計画的に施設の更新を行っていく必要がある。

水道事業と同様に、人口減少に伴う使用料収益の減少や昨今の急激な物価高騰による維持管理費の増加を考慮した試算を行った結果、現行の料金単価のままでは、今後5年間で約11億円の不足が見込まれることから、早急な料金改定が必要と判断する。

2. 料金算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3. 料金改定率及び料金体系

(1) 水道料金

料金改定率は30%が妥当である。今後の施設更新需要を鑑みると算定期間の各年度で利益が確保できることが望ましいが、その場合改定率が40%と高くなるため、使用者の負担軽減の観点から、算定期間の5年間トータルで経常収支比率100%を達成しつつ、利益を確保できる水準とすることが適当である。

また、料金体系は現行の「基本料金+水量料金」を維持することが望ましい。

水道料金：1か月あたり（※金額は税込）

種別	事由	口径・水量	現行	改定後
基本料金	通常使用	13mm	655円	852円
		20mm	983円	1,278円
		25mm	1,965円	2,555円
		30mm	4,128円	5,366円
		40mm	7,532円	9,792円
		50mm	11,343円	14,746円
		75mm	26,322円	34,219円
		100mm	42,075円	54,698円
	一時使用	13mm	749円	974円
		20mm	2,032円	2,642円
25mm		3,315円	4,310円	
水量料金	通常使用	1 m ³ につき	97円	126円
	一時使用	1 m ³ につき	178円	231円

(2) 下水道使用料

料金改定率は 38%が妥当である。下水道事業の経営を鑑みると経費回収率 100%を満たすものであることが望ましいが、その場合 70%を超える高い改定率となり、大幅な使用者負担の増加に繋がる結果となった。そのため、引き続き一般会計からの繰入が必要な状況ではあるものの、算定期間 5 年間の運営費を確保できる水準とするため、経費回収率を 80%に向上させることが適当である。

また、料金体系は現行の「基本使用料+水量使用料」を維持することが望ましい。

下水道使用料：1 か月あたり（※金額は税込）

汚水種別		現行	改定後
一般汚水	基本使用料	352 円	486 円
	水量使用料 (排水量 1 m ³ につき)	118 円 80 銭	164 円
営業温泉汚水	基本使用料	352 円	486 円
	水量使用料 (排水量 1 m ³ につき)	66 円	91 円

4. 改定の時期

水道事業会計及び下水道事業会計のいずれにおいても、令和 6 年度決算で損失が生じている状況を鑑み、早急な経営改善が必要なことから、改定の実施時期は令和 8 年 10 月からとすることが適当である。ただし、住民への十分な周知期間を確保することを考慮し決定をすること。

5. 附帯意見

(1) 上下水道事業の現状及び料金改定の周知徹底について

上下水道料金の改定は、住民生活や事業経営に及ぼす影響が大きいことから、使用者に対して改定の趣旨や内容等について理解を得るよう丁寧な説明を尽くされたい。また、住民が上下水道事業の現状や課題等について理解を深めることができるよう、料金改定時期を待たずに広報誌やホームページ等を活用して積極的な広報活動に努められたい。

(2) 上下水道料金の定期的な見直しについて

今回の使用料改定は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で算定

期間としている。今後は、一般会計からの繰入金や国庫補助金の活用等について検証しつつ、効率的な事業運営と経営の健全化に努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、少なくとも5年ごとに事業計画の見直しとともに、料金見直しの検討を行われたい。

(3) 上下水道施設の適切な更新について

老朽化が進む上下水道施設について、安心安全な水道水の供給及び生活環境の改善を図るため、計画に基づき適切に更新を進められたい。特に、水道管については漏水事故が多発している状況を鑑み、可能な限り前倒して更新を進められたい。また、下水道管については、耐用年数を迎える施設が今後急速に増加することから、計画的な更新を進められたい。

(4) 下水道接続率の向上について

負担の公平性と使用料収入の増加を図る観点から、既存の下水道整備エリアにおける宅内の下水道接続促進の取り組みを実施すること。なお、長期的には人口減少の状況などを勘案し、家屋が点在するなど個別による処理が経済的になる地区については、下水道から個別浄化槽への転換についても検討されたい。

伊豆市上下水道事業審議会委員名簿

会	長	山	田	健	次
副	会	磯			均
委	員	石	黒	邦	彦
委	員	梅	原	卓	也
委	員	佐	藤	暖	加
委	員	塩	谷	みな	み
委	員	中	山	恵	梨
委	員	日	吉	祐	子
委	員	丸	地	弘	泰
委	員	宮	田	義	範
委	員	森		孝	夫
委	員	山	岸	和	人
委	員	山	下		正

(五十音順)